

## 日本ハンドボール協会公認審判員規程（抜粋）

### （審判員の級）

公認審判員は、審判技術によってA・B・C・Dの4つの級に分ける。

原則として、資格はD級から与えられる。

### （登録料）

各級公認審判員の登録料について、「MY HANDBALL」にて更新手続きをして、既定の金額を納入する。

新規D級については、「MY HANDBALL」にて新規手続きをして、既定の金額を納入する。

次年度より「MY HANDBALL」にて更新手続きをして、既定の金額を納入する。

### （資格の消失）

登録を行わない場合には、公認審判員の資格を失う。

### （審判員の年齢制限）

公認審判員の資格は満16歳以上とする。

全日本大会、日本ハンドボールリーグ大会、および各ブロック協会・連盟主催の大会に選出される公認審判員については、定年制を設ける。満50歳の誕生日を迎えた年度の、3月31日をもって定年とする。各都道府県大会などにおいては、この限りでない。

ただし、A級・B級公認審判員は、満53歳の誕生日を迎えた年度の3月31日を期限として、ブロック大会まで担当できることとする。

### （終身審判員・各級審判員の大会管理の資格）

終身審判員および各級公認審判員は、次の大会を管理することができる。

- （1）終身審判員 国際競技を含むすべての競技
- （2）A 級 国際競技を含むすべての大会
- （3）B 級 ブロック大会
- （4）C 級 各都道府県大会

### （各級公認審判員の資格）

各級公認審判員は、次の競技の審判を担当することができる。

- （1）A 級 国際競技を含むすべての競技
- （2）B 級 国際競技以外のすべての競技
- （3）C 級 ブロック大会・各都道府県大会の競技
- （4）D 級 各都道府県大会の競技

## （資格の審査）

次の項に該当する場合、公認審判員としての資格を審査される。

- （１） 満２年以上審判担当または大会管理から遠ざかった場合  
（ただし、Ａ級については別に審査される）
- （２） 本協会競技者資格規程に反した場合、あるいは懲罰規定に触れる行為のあった場合。
- （３） 公認審判員としてふさわしくない言動のあった場合。
- （４） 審判講習会・研修会などに無届で欠席した場合。
- （５） 指定に期日までに手帳を提出しなかった場合（更新など）

## （上級申請の要件）

上級を申請する場合には、次の要件が満たされていなければならない。

各級公認審判員は、審判講習会または研修会に年１回以上受講していなければならない。

公認審判員手帳に、審判を担当した試合と出席した講習会等について、正しく記入していなければならない。

### **C級の審査を受ける場合**

D級を取得してから満１年を経ているなければならない。（申請時には満１年を経ているなくてもよい）。

１５試合以上の公式競技または参考試合の審判を担当していること。

### **B級の審査を受ける場合**

C級を取得してから満２年を経ているなければならない。（申請時には満２年を経ているなくてもよい）。

２年連続で審判講習会または研修会の受講が必要

C級を取得してから３０試合以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験していなければならない。

### **A級の審査を受ける場合**

B級を取得してから満２年を経ているなければならない。（申請時には満２年を経ているなくてもよい）。

２年連続で審判講習会または研修会の受講が必要

B級を取得してから５０試合以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは

１０試合以上のブロック大会を経験していなければならない。